

第 13 章 その他

I. 海外渡航について

II. 香川大学廃棄物処理要項

I. 海外渡航について

海外で感染症に罹患しないようにするためには、感染症に対する正しい知識と予防法を身につけることが重要である。各地域における感染症の発生状況や感染症に関する情報は、厚生労働省検疫所 FORTH や外務省のホームページで閲覧できるほか、各空港や港の検疫所ではさらに、リーフレットやポスターによる情報提供と注意喚起を行っている。海外渡航の際は、出発前に旅行プランに合わせ、渡航先での感染症の発生状況に関する情報を入手し、感染予防に心がける。

また、空港や港の検疫所では健康相談を行っているので、入国時に発熱がある場合、体調が悪い場合には積極的に検疫所係官まで相談を行う。

感染症には潜伏期間が長いものもあり、帰国後しばらく経過してから体調が悪化することがある。その際は早急に医療機関を受診し、渡航先、滞在期間、動物との接触などについて必ず申し出る。

海外の感染症に関する情報

- 世界各地の感染症発生状況
 - 厚生労働省検疫所FORTH(海外渡航者のための感染症情報)ホームページ
(<http://www.forth.go.jp/>)
 - 外務省海外安全ホームページ>感染症関連情報
(<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)
- 感染症別の詳細情報
 - 厚生労働省検疫所(海外渡航者のための感染症情報)ホームページ>感染症別情報
(<http://www.forth.go.jp/>)
 - NIID国立感染症研究所ホームページ>疾患名で探す感染症情報
(<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases.html>)
- 予防接種に関する情報
 - 厚生労働省検疫所(海外渡航者のための感染症情報)ホームページ
(<http://www.forth.go.jp/>)
 - 外務省ホームページ>渡航関連情報>在外公館医務官情報
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/index.html>)
- 渡航先の医療機関等情報
 - 外務省ホームページ>渡航関連情報>在外公館医務官情報
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/index.html>)

Ⅱ. 香川大学廃棄物処理要項

1. 学内規程

廃棄物の処理に関する規程は、香川大学医学部廃棄物処理規程、香川大学医学部廃棄物処理要項、香川大学医学部医療廃棄物処理要項の3つがある。

香川大学医学部廃棄物処理規程

(目的)

第1条 この規程は、香川大学医学部(以下「医学部」という。)における教育、研究及び診療により発生する廃棄物(放射性物質を含む廃棄物を除く。以下同じ。)を適正に処理するために必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

2 廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、香川県公害防止条例(昭和46年香川県条例第1号)、男井間池土地改良区との協定(昭和54年9月29日締結)及びその他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「廃棄物」とは、固体、液体及び気体廃棄物を指し、それぞれ別表分類欄に掲げるものをいう。

(学部長の責務)

第3条 学部長は、廃棄物の取扱いに関する業務を統括する。

(教職員、学生等の責務)

第4条 医学部の教職員、学生その他関係する者は、この規程その他に定めるところに従い教育、研究、診療活動に伴い発生する廃棄物の取扱いについて十分に留意の上、取り扱わなければならない。

(廃棄物の責任を負う者)

第5条 医学部の研究室、実験・実習室、附属病院検査室、処置室等(以下「研究室等」という。)から排出される廃棄物については、国立大学法人香川大学固定資産管理規程に規定する当該研究室等の監守者が、その責任を負わなければならない。

2 廃棄物の責任を負う者(以下「廃棄物管理責任者」という。)は、当該研究室等の教職員及び学生に対し、廃棄物の処理方法等に関し、指導あるいは教育を行うものとする。

第6条 研究室等で廃棄物を相当量排出する場合、医学部で使用禁止の薬品を使用する場合及び洗剤等を必要上やむなく使用する場合、廃棄物管理責任者は、運営会議の承認を受けなければならない。

(特別管理産業廃棄物管理責任者)

第7条 学部長は、感染性廃棄物及び有害廃棄物等の特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行うため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かななければならない。

2 特別管理産業廃棄物管理責任者の指名等に関する必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、廃棄物の処理について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

香川大学医学部廃棄物処理要項

1 趣旨

香川大学医学部廃棄物処理規程第 8 条の規定に基づき、廃棄物の処理に関し必要な事項については、この要項の定めるところによる。

2 目的

この要項は、医学部において発生する廃棄物について、その適正な処理の確保を図ることを目的とする。

3 廃棄物処理方法

廃棄物は、次に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 固体廃棄物は、原点分別し、外部業者により収集・運搬・処理する。
- (2) 生活廃水は、生活廃水流し及び排水口より生活廃水処理系排水路によって生活廃水処理施設に導き、処理する。
- (3) 一般実験廃水は、実験廃水流し及び排水口より実験廃水処理系排水路によって実験廃水処理施設に導き、処理する。
- (4) 特殊実験廃水は、原点分別、原点処理後、貯留保管し、定期的に外部業者により処理する。
- (5) 気体廃棄物は、ドラフトチャンバーあるいは煙突を通じ大気中に拡散処理する。処理後の気体廃棄物は、大気汚染防止法等の排出基準に適合するものでなければならない。
- (6) 原点分別及び原点処理
 - ① 原点分別とは、次のことをいう。

廃棄物を発生した研究室等において、廃棄物を収納容器等の区分に従いに分別すること。
 - ② 原点処理とは次のことをいう。

廃棄物を生じた研究室等において回収、安全化、減容化(沈澱分として分離、濃縮)及び安定化したものに処理すること。
- (7) 感染性廃棄物等の医療廃棄物の処理については別に定める。
- (8) 固形廃棄物の収納容器については別に定める。

4 廃棄物処理遵守事項

廃棄物の処理に関しては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 廃棄物の原点分別に当たっては、運搬時の危険防止のため、あらかじめ前処理などの必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 廃棄物の原点分別に当たっては、資源の有効利用及び減量化に努めるものとする。
- (3) 教職員等が実験を行うに当たっては、当該実験により生じる廃棄物の処理方法を事前に確認するものとする。
- (4) 研究室等で生じる特殊実験廃水の取り扱いは以下によるものとする。

- ① ビーカー、試薬瓶等の器具に付着した残留物の 1 回目の洗浄水は、特殊実験廃水として貯留する。
- ② 器具類の洗浄に使用する洗剤は、無燐の高級アルコール系のみとする。
- ③ 特殊実験廃水は、流し・排水口に捨ててはならない。ただし、強酸アルカリ廃水及び無機塩類は、中和等必要な前処理を講じた後、実験廃水流しに排水するものとする。
- ④ 特殊実験廃水の保管は、漏洩等を防止するため適正な容器にて行うこと。
- ⑤ 特殊実験廃水を保管する場合は内容物及びその重量を廃水履歴カードに記載し、処理のために研究室等から搬出する場合には廃水履歴カードを容器に添付すること。
- ⑥ 特殊実験廃水が消防法における危険物に該当する場合の保管は法令に基づき行うこと。
- ⑦ 特殊実験廃水を原点分別及び原点処理する場合は、漏洩、飛散、揮発等の事故発生を防止すること。また、原点分別場合は爆発の可能性のある薬品等の混合は行わないこと。

(5) 排水処理施設の放流水濃度基準値

排水処理施設における放流水の規制物質濃度基準値は、別表 1 に掲げるところによる

5 廃棄物管理員

廃棄物を適正に処理するため、研究室等の廃棄物管理責任者は廃棄物管理員を選任し、運営会議に届けるものとする。廃棄物管理員は廃棄物管理責任者を補助するとともに、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 廃棄物に関する通知文等の情報を部内に周知する
- (2) 廃棄物に関する学部内講習会への参加
- (3) 日常業務として、廃棄物の分別が適正か、特殊実験廃水の原点分別・処理等が適正かの確認及びその指導
- (4) 廃棄物の不適正処理(容器不適・排出部署不明・異臭の発生)があった場合の対応

6 廃棄物を誤って処理した場合の措置

廃棄物の処理方法等を誤った場合、廃棄物管理責任者は、直ちに運営会議に報告するものとする。

7 雑則

この要項に定めるもののほか、廃棄物の処理に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

香川大学医学部医療廃棄物処理要項

1 趣旨

- (1) 香川大学医学部廃棄物処理規程(以下「規程」という。)第 8 条の規定に基づき、この要項を定める。
- (2) 香川大学医学部 (以下「医学部」という。)において発生する医療廃棄物の処理については、医学部廃棄物処理要項に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

2 目的

この要項は、医学部において発生する医療廃棄物について、その適正な処理の確保を図ることを目的とする。

3 定義

医療廃棄物とは、医学部における医療行為及び教育研究活動等に伴って発生する廃棄物のうち規程別表の固体廃棄物を指し、別表に掲げるものをいう。

4 特別管理産業廃棄物管理責任者

- (1) 医学部で発生する医療廃棄物を適正に処理するために、規程により特別管理産業廃棄物管理責任者を置き、病院長をもって充てる。
- (2) 特別管理産業廃棄物管理責任者は、次に掲げる業務を行う。
 - ① 医療廃棄物による感染事故等の防止に努める。
 - ② 医療廃棄物の種類、発生量等を把握し、処理を行う。
 - ③ 排出、分別、梱包、中間処理等に係る具体的な実施方法について、職員等に周知徹底をはかる。
 - ④ 処理に関する記録を作成し、5 年間保存する。
 - ⑤ その他医療廃棄物の処理に関すること。

5 医療廃棄物取扱責任者

- (1) 医療廃棄物取扱責任者は、規程の廃棄物管理責任者とする。
- (2) 医療廃棄物取扱責任者は、当該部署において発生する医療廃棄物の処理を適正に行うとともに、関係職員に対して必要な指示するものとする。

6 排出方法等

- (1) 医療廃棄物のうち感染性の廃棄物(以下「感染性廃棄物」という)は、院内感染予防マニュアルに基づき取扱い、各部署にて指定容器に入れ排出しなければならない。
- (2) 医療廃棄物の指定容器は、別に定める。

7 収集及び運搬

- (1) 医療廃棄物の学内における収集及び運搬は、運搬途中で内容物が飛散及び流出するおそれのない収集運搬容器で行わなければならない。
- (2) 前号の容器は、定期又は随時に消毒するものとする。

8 収集及び運搬後の保管

医療廃棄物の保管に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 医療廃棄物の保管は、極力短期間とする。
- (2) 医療廃棄物の保管場所は、関係者以外が立ち入れないようにし、他の廃棄物と区別

して盗難のおそれがないように施錠し、保管する。

- (3) 医療廃棄物の保管場所には、関係者の見やすい箇所に医療廃棄物の存在を表示するとともに取扱注意事項を掲示する。

9 産業廃棄物処理業者への委託処理

医療廃棄物は、外部業者により回収処理するものとする。

10 雑則

この要項に定めるもののほか、医療廃棄物の処理に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

別表

医療廃棄物の分類・種類・具体例

分類	種類	廃棄物の具体例
感染性廃棄物	血液、血液製剤	血液、血清、血漿、体液(精液、組織液等)、血液製剤(全血液製剤、血液成分製剤)
	手術等により排出される病理廃棄物	臓器、組織
	血液等が付着した鋭利なもの	注射針、メス、試験管、シャーレ、ガラスくず等
	病原微生物に関連した試験・検査等に用いられたもの	実験、検査等に使用した試験管、培地、シャーレ、採血管、ピペット等
	透析器具	チューブ、フィルター等
	その他血液等が付着したもの	実験、手術用手袋等のディスポーザブル製品、脱脂綿、ガーゼ、包帯等
廃棄物その他	実験・研究・試験・検査等に用いられたもの	注射針、メス、試験管、シャーレ、ガラスくず等実験、検査等に使用した試験管、培地、シャーレ、採血管、ピペット等